

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び同年5月、52年6月及び同年7月並びに56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月及び同年5月
② 昭和52年6月及び同年7月
③ 昭和56年2月及び同年3月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和48年4月及び同年5月、52年6月及び同年7月並びに56年2月及び同年3月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。48年4月に夫の転勤でA市へ転出したが、すぐにA市役所の集金人が保険料を集めに来た。以来、B市へ戻って来るまで2か月ごとに集金人に納めてきた。このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人はA市に転出後、すぐにA市役所の集金人が国民年金保険料の収納に来たとしているところ、同市役所の回答により、申立人が申し立てている国民年金協力員による収納方法が行われていたことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致する上、いずれの申立期間も任意加入期間であり、前後の任意加入期間は保険料が納付済みであることを考えると、保険料納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで
③ 昭和44年4月から45年3月まで

昭和35年11月に国民年金に加入してからの9年間は、経済的な事情から申請免除を行っており、その後、村役場（当時）で、この金額を納めれば、全額支給になるといわれたので、管内の郵便局で約3万2,000円を一括で納付した。私の免除期間は、これですべて納付済みとなったはずであり、申立期間が未だ免除期間とされていることに納得できない。

なお、追納した時期や、私と同じく申請免除を行っていた妻の保険料を含んでいたかどうかについては覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、旧A村（現在は、B市）役場からの保険料納付勧奨を受け、それまで申請免除期間であった9年分の保険料を郵便局で一括して納付したとしているところ、事実、申立人の所持する国民年金手帳により、昭和36年4月から45年3月までの9年間は、申請免除期間であったことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録により、申立人に係る37年4月から40年3月までの期間及び41年4月から44年3月までの期間の保険料が追納されていることが確認できることから、申立人の主張にはある程度信憑^{びよう}性が認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間直後の昭和37年4月から40年3月までの保険料は追納されているとともに、その妻の納付記録は、申立期間を含む36年4月から40年3月までの保険料が納付済みとなっている

ことから、申立人が申立期間を含む夫婦二人分の36年4月から40年3月までの保険料を追納した可能性を否定できない。

2 申立期間②及び③については、申立人は納付した時期は不明であるが、一括して納付した保険料額は約3万2,000円であり、当該保険料額には、その妻の追納分が含まれていたかどうかは不明であると陳述するなど、納付状況の記憶が曖昧であるとともに、その妻も申立期間に係る保険料納付に直接関与していないと証言するなど申立期間に係る保険料納付状況が不明である。

なお、申立人が当時納付したと記憶する保険料額（約3万2,000円）は申立期間を含む昭和36年4月から45年3月までの期間に係る申立人の保険料を追納した場合の保険料総額と大きく乖離している。

また、申立人の妻も当該期間は申請免除期間であるとともに、申立人及びその妻が申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を追納したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月25日から55年9月21日まで

私は、昭和54年4月25日から平成9年5月21日まで継続してA社に勤務していた。ねんきん特別便によると、この勤務期間のうち厚生年金保険の加入記録があるのは、昭和55年9月21日以後であり、申立期間については加入記録が無い。

しかし、申立期間当時の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書(昭和54年12月、55年4月及び同年8月を除く。)により、申立人は、申立期間当時にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのい

ずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難い上、厚生年金基金の加入員資格取得年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が一致することから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年4月から55年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から平成4年10月まで
昭和55年10月ごろ運送会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った覚えがある。55年10月から平成4年10月まで別居していた母が集金人に保険料を納付していた。このため、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年10月ごろA市で国民年金加入手続を行った覚えがあるとしているが、A市役所には申立人の国民年金被保険者名簿が存在せず、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料納付を行ったとするその母も既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母が申立期間当時に居住していたとするB町自治会の関係者は、申立期間当時に当該地域では納付組織が存在しなかった旨を証言しているとともにその後、申立人の母が転居したとするC町自治会関係者も、当時の資料が無いと納付状況が不明であると証言しているなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない上、申立人の母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から同年6月まで

私は、昭和46年3月に会社を退職後すぐに、老後のことを考えて、A村役場に行き国民年金加入手続を行った。毎月、手帳と現金を役場に持って行き、納付したら領収印を押してもらっていた。その頃のことは、私が体調を崩して退社をしたことから^{しゅうとめ}姑が怒って昭和46年5月又は同年6月ごろに家を出て行ってしまったため、よく憶えている。このため、申立期間について納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に会社を退職後、直ちにA村役場に行き国民年金加入手続を行い、毎月保険料を役場に持参し納付したと申し立てているが、社会保険事務所及び同村役場の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年7月29日を任意加入の資格取得日として、同年10月30日に払い出されたことが確認できることから、申立期間は任意加入の未加入期間であり、制度上納付書が発行されなかったものと考えられ、そのため保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、自身が国民年金に加入した時期を記憶している理由として、昭和46年5月又は同年6月ごろにその義母が転出した時期であるためとしているが、戸籍の附票により、義母が住所異動をしたのは45年4月であることが確認できるなど、申立内容には曖昧な点がみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月及び同年7月

私は会社退職後、市役所から「国民健康保険と国民年金は義務ですので加入して下さい。」と言われた。3か月分まとめて国民年金保険料を市役所の窓口で納めた記憶はあるが、年金手帳はもらっていない。

また、当時国民年金保険料を納付した金額は8万円程であり、納付した際に領収書はもらったかもしれないが紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の窓口で3か月分の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てているが、納付方法や場所についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間当時にまとめて納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料総額と大きく相違するなど、申立内容とは一致しない。

また、申立期間当時に申立人の夫は厚生年金保険被保険者期間であったことから、申立人が国民年金に加入するためには任意加入手続が必要であるが、申立人は任意加入手続を行った記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

さらに、申立人は平成11年4月から13年10月までの国民年金第3号被保険者期間を除き国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、オンライン氏名検索によっても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで

昭和48年ごろ婚姻届と一緒に、市役所で国民年金の加入手続をした。町内会の方が保険料を自宅まで集金に来ていた。金額は覚えていないが、毎月保険料を納付していた。また、昭和51年2月に引っ越してからは、自分の預金口座から自動引き落としで保険料を納付した。このため、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月ごろ婚姻届の提出と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、市及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年9月19日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金への加入当初は町内会の人に毎月保険料を納付し、昭和51年2月の転居後は、自身の預金口座からの自動引き落としにより、保険料を納付したとしているが、当時の納付組織においては過年度保険料の収納は取扱っていない上、A市役所において口座振替制度を開始したのは52年4月以降であるなど、保険料納付方法に関する申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶が無いとしているとともに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から46年3月まで

昭和44年7月から46年3月まで、集落では組長が国民年金保険料を集金しており、父が家族全員の分を払っていた。同居の親族は、父、母、兄、義姉、姉、私だった。社会保険庁の記録では、申立期間において私の分だけ未納となっているが、他の同居の親族の国民年金保険料はすべて納付されており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその父も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和46年8月14日）では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったものの、社会保険事務所、A市役所及びB市役所のいずれの記録からも過年度納付を行った形跡はうかがえない上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その父が同居の家族全員分の国民年金保険料を集落の組長に納付していたとしているが、A市役所の納付記録により申立人の保険料が同居の義姉と同一日に納付されていることが確認できるのは、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日以降の昭和47年4月からの期間の保険料である。

加えて、同居の義姉の昭和46年度の保険料については、3か月ごとに納付されていることが確認できるものの、申立人の同年度の保険料は47年2月24日に一括納付されているなど、申立人の申立内容と一致していない。

その上、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から51年4月まで

国民年金の加入手続は、父がA市役所で行ったと思う。私の国民年金は父が管理しており、保険料の納付もすべて父が行っていた。私は、冬は出稼ぎに出っていたので、冬期間の国民年金の加入、喪失の手続も父が確実に行ってはいたのに、申立期間のみ加入の手続がなく、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に他界しているため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、その前後を厚生年金保険の加入期間に挟まれた国民年金の未加入期間とされているため、申立人に対し納付書が発行されず、保険料を納付できなかったものと推認される上、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から59年3月まで

昭和60年3月に、A市からB町(当時)に引っ越してきて、同年8月ごろに主人がラーメン店を開店したところ、町役場年金課の人が店に来て「20歳から今月までの年金を払わないといけない。」と言われ、私が、町役場の人に、私と夫の国民年金保険料を納付した。納付した保険料の金額及び夫の納付期間は覚えていない。このため、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月ごろ、その夫が経営するラーメン店を訪問した旧B町(現在は、C市)役場の職員から「20歳から今月までの国民年金保険料を納めなければならない。」と言われ、当該町役場職員に申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、59年4月から61年3月までの保険料を過年度納付したことは確認できるものの、当時は特例納付制度の実施期間ではない上、納付した金額は覚えていないとしているなど申立内容に不自然な点がみられる。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和61年5月であることが確認できることから、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年6月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和50年12月ごろA村役場(当時)で夫が夫自身の年金を厚生年金保険から国民年金に切り替えたのを契機にしてくれた。

保険料については、夫が50年12月ごろ夫の退職金の一部を充て、現金で旧A村役場で納付した。納付書もらった記憶は無く、領収書も受け取らなかった。夫から、私の未納となっていた11年分の保険料を納付した際に、役場職員に「これで満額受給できるね。」と念を押してきたと聞いているので、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、その夫が昭和50年12月ごろに旧A村(現在は、B市)役場で加入手続を行い、申立期間の保険料を現金で一括納付したと主張しているところ、申立人は47年7月に国民年金手帳番号の払い出しを既に受けている上、申立人の国民年金手帳の払い出し時点では、その夫が厚生年金保険加入期間であったことから、申立期間は任意加入の未加入期間として手続が行われたものと推認でき、制度上、納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとするその夫は、納付書もらった記憶は無く、保険料の納付総額も覚えていないとするなど、記憶が曖昧である上、納付場所についても、特例納付による保険料収納事務を取扱っていなかった旧A村役場で保険料を納付したとするなど、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 18 日から 37 年 4 月 17 日まで
私は、結婚前にA社B工場と同社C工場に勤務していたが、社会保険事務所から当該期間について脱退手当金を受給しているとの回答があった。
40 年以上も前のことなのではっきりとはわからないが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年6月21日に支給決定されているほか、申立人の勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、事業所を退職した約1か月後の昭和37年5月25日に変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金はその直後の同年6月に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が勤務していた事業所において、申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる者のうち、連絡先が把握できた6人から聴取したところ、いずれも退職時に事業所から脱退手当金について説明を受け、事業所が代理請求していたと証言しているとともに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から25年8月29日まで
② 昭和26年5月5日から同年9月5日まで
③ 昭和26年10月1日から同年11月8日まで
④ 昭和27年7月20日から28年8月25日まで
⑤ 昭和29年4月1日から33年6月1日まで
⑥ 昭和33年6月5日から36年1月30日まで

昭和24年1月から36年1月までの厚生年金保険被保険者期間については、36年4月13日に脱退手当金が支払われたとのことですが、当時はAにいましたので受け取ることができなかつたはずですが、調査をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間⑥に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる女性被保険者のうち、申立人と同時期に退職した脱退手当金受給資格者9人について確認したところ、6人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている。このうち連絡先が把握できた一人は、脱退手当金の請求手続は会社が代行してくれ受給したと証言している上、元事業主も、当時、申立人を含め、脱退手当金の受給資格のある女性に対して脱退手当金の説明を行い、請求手続を代行していたと回答していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立期間①から⑥までのいずれの期間についても同一の被保険者番号で管理されている一方で、申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別の番号が払い出されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 19 日から 51 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 11 月 19 日にA社に入社以来、62 年 10 月 8 日に退社するまで在籍していた。
しかし、昭和 50 年 11 月 19 日から 51 年 4 月 1 日までの被保険者期間が空白になっている理由が分からず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社(A社の承継法人)から提出された船員保険被保険者票及び照会回答票により、申立人が申立期間において特別休職員として、外国船籍であるC社Dに派遣され乗船し、派遣先のC社から給料の支払いを受けていたことが確認できる。

また、外国船籍の船舶は、船員法の適用船舶に規定されている船舶(日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省の定める船舶)に該当せず、乗船期間は船員保険が適用されないため、当該事業所は、国民年金に加入するよう同社及び海員組合から指導したと証言している。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間中のいずれかの期間においてC社Dに乗船していた同僚3人は、乗船期間に係る船員保険の加入記録が無く、同期間は国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間において給与から船員保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月30日から22年6月1日まで
私は県農業会のA村農業会に昭和19年9月30日に入社し、23年3月1日の依願退職まで勤務していた。
入社時から昭和22年6月1日まで厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、採用辞令及び元同僚の証言により、申立人が申立期間にA村農業会（現在は、B社C支店）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所において、昭和18年4月1日から申立人を含む複数の者が厚生年金保険被保険者資格を取得している22年6月1日までの間については、厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいないことが社会保険庁の記録により確認できる上、申立人の元上司二人も、厚生年金保険の加入記録が確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、県農業会の申立期間における被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業を継承したB社C支店も当時の資料は廃棄したとしており、申立ての事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。